

令和元年度 部活動運営方針

I 部活動の目標

～令和元年度重点目標～

「高め合える集団づくりと挑戦できる生徒の育成」

II 部活動の位置づけ

スポーツ庁から出された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、兵庫県の「いきいき運動部活動」朝来市の「朝来市中学校部活動ガイドライン」（以下「市ガイドライン」）に基づく。

III 基本方針

- ①全学年、希望入部制とする。
- ②全職員は、いずれかの部に所属して、顧問としてその指導に当たる。
顧問、担任、養護教諭等が連携を図り、一人でなく複数の教職員で部活動を見守る。
- ③所属する部の変更・退部は、生徒・保護者・顧問・担任で十分協議検討をする。
- ④部活動に関する情報については、顧問会を開き共有・協議・検討する。
- ⑤部活動キャプテン会・部活動部会を設置し、指導・協議する。
- ⑥本校教員、部活動指導員が付けない場合は、原則として部活動を行わない。
- ⑦部活動運営についての研修を深める。（体罰禁止、傷害防止や応急処置、ノーマル活デーなど）
- ⑧社会体育との連携を図る。（スポーツクラブ21・体育協会）

IV 部活動の統廃合について

○部活動設置三原則を基準とする。

- ①指導者（顧問） ②活動場所（施設） ③希望生徒の有無

V 活動時間について

市ガイドラインに基づく。

- ・平日2時間程度 休業日3時間程度
- ・学期中は週あたり2日以上の上の休業日を設定する。（平日1日、休業日1日）
- ・長期休業日も学期中に準ずる。

①放課後の活動時間について（段階的に設定する）

前期（4月～9月まで）

最大限18：00終了 18：15完全下校（日没・天候を考慮）

後期（10月～3月末まで）

最大限17：30終了 17：45完全下校（日没・天候を考慮）

※下校時には「安全タスキ」を着用する。（各部の指導）

②活動の延長について

活動の延長を行うときは、所定の手続きをとって行う（保護者同意書の回収）

活動の延長は30分程度とし、但馬新人大会および県新人大会の2週間前から限る。

文化部については、後期の大会、コンクール、発表会の2週間前から限る。

※ただし、生徒のコンディショニング等をふまえて、最大5日間の延長とする。

③ノ一部活デーについて

平日：原則水曜日

土曜日・日曜日：どちらか1日

- ・土、日曜日のどちらかをノ一部活デーとする。(大会前は、朝来市ガイドラインに基づく)
- ・休業日の活動予定を、職員室後ろのホワイトボードに必ず記入する。
※校外で行う場合は、事前に活動届(申請)を市教委に提出すること。(VIを参照)
- ・健康状態や家庭や地域の行事を考慮し、行き過ぎないように配慮すること。

④朝練習について

- ・7:20~8:00の時間を厳守し、必ず顧問の管理下で行う。
8:10には生徒玄関を通るような時間設定をすること。
- ・顧問がつけない日は行わない。また、片付け、施錠、消灯まで顧問が責任を持つこと。
- ・朝練習は自由参加であり、強制や行き過ぎのないよう十分配慮すること。
- ・ノ一部活デーには、原則として朝練習を行わないものとする。

⑤定期考査による活動停止期間

- ・中間考査は3日前・期末考査は4日前から活動を停止する。
- ・中間考査・期末考査・校内テスト当日の朝練習は原則として行わない。
- ・大会が考査直後に予定されている場合は、管理職と協議し、保護者の了承を得た上で練習することもある。

※大会とは、運動部は各部の4つの大会(春季、総体、但馬新人、県新人)を指す。
文化部については、公的な発表会やコンテスト、コンクールを含む。
(別途協議の上決定する)

⑥部活動停止

- ・部活動における諸問題が発生した場合は部活動停止とする。
- ・期間については、顧問と部活動担当、管理職で協議・検討した上で決定する。

VI 試合等の出場について

①公式戦、春季大会、練習試合等の届け出は1週間前に提出。 ※顧問→事務→市教委

- ・届(但馬内)、申請(但馬外・泊を伴う)

②服装やマナーについては、和田山中学校の代表という自覚を持たせ、指導する。

例：活動着・移動着の着こなし、応援の仕方や会場での言動など。

③記録については大会終了後、一週間以内に提出のこと。(部活動補助金対象の大会)

④生徒の輸送については、原則として公共交通機関を利用する。

但し、時間や利便性の面から自車両を運転することはできるが、その場合自車両に生徒を同乗させてはならない。

VII 事故発生の場合

校内での練習中の事故についての対応は、校内救急体制に従って、必ず複数教員で対応すること。

※事故報告書に記入して養護教諭へ。

校外での場合、応急処置・関係機関等への連絡を速やかに行うとともに帰校後、災害発生報告書の提出をすぐに行う。(校長へ)

VIII その他

- ① 部費（物品購入）の徴収はしないこととする。
- ② 各部の顧問は月間の練習計画を作成し、一部を部活動ファイルに提出すること。
一覧表を管理職に提出する。
- ③ 用具置場・部室、活動場所等は顧問の責任で使用する事。
※活動場所の清掃と備品管理に努める。
- ④ 雨天時の校舎内の使用については、本校舎階段、生徒玄関ピロティ、体育館周辺のウッドデッキとする。ただし、ボールやバットは使用しない。荷物は玄関に置かず、定められた場所に整頓しておくこと。
- ⑤ 体育センターで活動する部については、体育センター前道路の横断に十分注意して移動させる。
- ⑥ 校務がある場合など、職員で連携して他の部活動を見ていただくこともあります。

IX 臨時自転車について（通学指導と関連）

- ・ 対象：①枚田岡・立ノ原・岡田・弥生が丘・東谷・寺谷・平野地区の徒歩通学生
②バス通学地区
③久世田・城南台の列車通生(自宅～JR竹田駅まで)
- ・ 期間：バスが運行されない日で、登下校する必要がある日
(土曜日、日曜日、祝祭日、夏季休業日、冬季休業日、春季休業日)
- ・ 手続き：所定の用紙に必要事項を記入し、担任に提出。
各部で点検、鑑札を貼付する。(土日の練習で)
ヘルメットは、各自で準備する。
※新規・継続にかかわらず、申請書は提出する(顧問→生徒指導担当)